

# 資料 1

## 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア構想の策定に伴う 高山市企業立地支援制度の拡充について

高山市では、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア構想を策定し、エリア内におけるトレーニング環境の充実及びエリアの活性化を図るため、民間参入による受入環境の整備を促進することを目的に、現行の高山市企業立地支援制度を拡充する。

### 1. 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア構想

#### (1) 目指す姿

- ・ トップを目指すアスリートの合宿地というブランドの確立
- ・ 次世代のトップアスリートが生まれる環境の整備
- ・ 安定した持続可能な施設運営

#### (2) 目指す姿の実現のために

- ・ 産官学連携により、エリア環境の充実に努める

### 2. 拡充の内容

#### (1) 受入環境の整備を促進する区域（以下「拡充区域」という。）

- ①朝日町一之宿 ②朝日町西洞 ③朝日町宮之前 ④朝日町桑之島
- ⑤朝日町胡桃島 ⑥高根町日和田 ⑦高根町留之原 ⑧高根町小日和田

#### (2) 支援対象業種の拡充（別紙1参照）

拡充区域においては、以下の業種（以下「高地トレーニング関連業種」という。）を支援対象に追加する。

- ①医学・薬学研究所
- ②スポーツ施設提供業
- ③宿泊業 ※ただし、特定の対象のみに宿泊等を提供する施設は対象外

#### (3) 交付要件及び補助率の拡充（別紙2参照）

拡充区域における高地トレーニング関連業種の交付要件及び補助率については、以下のとおりとする。

- ①新設時における事業所等新設助成金の補助率を「100分の10以内」から「100分の20以内」に引き上げる。
- ②新設時における事業所等借上助成金の補助率を「100分の50以内」から「100分の60以内」に引き上げる。
- ③増移設時における常時雇用従業員数を「3人以上」から「1人以上」に緩和する。